

申込区分

1 家族向の申込区分

次の申込区分に記載されている資格要件のいずれかにあてはまる必要があります。

申込区分	番号	資格要件
結婚予定者世帯 (定期使用住宅)	136	<p>ア 世帯構成が婚約者同士のみ、または婚約者同士とその子のみのいずれかで、年齢が「全員が 40 歳未満」であること。</p> <p>イ 世帯構成が結婚から半年以内の夫婦のみ、または結婚から半年以内の夫婦とその子のみのいずれかで、年齢が「全員が 40 歳未満」であること。</p> <p>※婚約者・結婚には、事実婚及びパートナーシップ関係を含みます。</p> <p>※婚約者の場合は入居手続きのときまでに婚姻する必要があります。</p>

2 単身者向の申込区分

次の資格要件のいずれかにあてはまる必要があります。

申込区分	番号	資格要件
60 歳以上	101	60 歳以上であること。
身体障害者 1 級～4 級	023	身体障害者手帳の交付を受けている 1 級～4 級の障害者であること。
単身精神障害者	103	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級～3 級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）であること。
単身知的障害者	104	知的障害者で上記「単身精神障害者（103）」の精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で 1 度～4 度）であること。
生活保護または中国 残留邦人支援給付受 給者	026	生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
海外からの引揚者	027	海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。（都内居住が 3 年未満でも可） ※海外からの引揚者とは、昭和 20 年（1945 年）8 月 15 日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。
ハンセン病療養所 入所者等	035	ハンセン病療養所入所者等で、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。
単身 DV 被害者	105	<p>配偶者等（婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含む。）から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまること。</p> <p>ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性自立支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年以内</p> <p>イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから 5 年以内</p>